

○東北学院大学外部評価委員会規程

平成 20 年 4 月 1 日
制定

改正 平成 22 年 6 月 1 日

(設置)

第 1 条 東北学院大学（以下、「本学」という。）に、東北学院大学点検・評価に関する規程第 15 条および第 16 条に定める外部評価を実施する機関として、東北学院大学外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学が作成した点検・評価報告書に基づいて第三者の立場から評価し、本学の教育・研究水準の向上および組織の活性化に資する提言を行う。

(評価項目)

第 3 条 評価項目については、東北学院大学点検・評価に関する規程第 3 条および同規程別表、ならびに東北学院大学大学院法務研究科点検・評価に関する規程第 3 条および同規程別表に定める諸項目に準じて、東北学院大学点検・評価委員会（以下、「点検・評価委員会」という。）が検討し、学長に提案する。

2 前項の規定にかかわらず、点検・評価委員会による提案、委員会による評価のいずれの場合においても、前項に定める項目の趣旨を損わない限りで、評価項目を簡略化することができる。

(評価の時期)

第 4 条 委員会による評価・答申が実施される年度は、大学基準協会による評価を含む外部評価の実施の間隔が 2 年を超えないように、適切に決定されるものとする。

2 委員会による評価・答申が実施される年度に関しては、点検・評価委員会が検討して学長に提案する。

(組織の構成)

第 5 条 委員会は、委員若干名で構成される。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、大学の運営に関して広くかつ高い見識を持つと思われる者を学長が選考し、委嘱する。

- (1) 大学等の教育機関の教員
- (2) 経済界の関係者
- (3) 本学の所在する地域の関係者
- (4) 本学に在職した経験を有する者
- (5) 本学の学部を卒業した者、または大学院を修了した者
- (6) 前号までに定める者以外に、大学に関し広くかつ高い見識を有する者

3 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

4 学長は、委員を委嘱した場合、委員の氏名・所属等を、速やかに点検・評価委員会に通知するとともに、公表する。

- 5 委員会には、点検・評価委員会委員長のほか、本学の点検・評価に責任を持つ専任教職員が、必要に応じて陪席する。

(委員長および副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選で定める。

- 2 委員長は、委員会の業務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、学長の要請に応じて委員長が招集し議長となる。

- 2 委員会において検討されるべき事項、および評価を行う年度等については、点検・評価委員会の提案をふまえて、学長が委員会に提示するものとする。
- 3 委員会は、第2条および第3条に基づいて行われた評価の結果および改善を求める提言事項を外部評価報告書にまとめ、学長に提出する。
- 4 学長は、前項に定める外部評価報告書を、点検・評価委員会に報告する。
- 5 委員会は、外部評価報告書を作成することとはされていない年度にあっても、少なくとも年に1回は開催され、本学が行っている事業に関する簡略な報告を受けるものとする。
- 6 学長がこの規程にかかわる行為を行うにあたっては、点検・評価委員長が補佐する。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務取扱)

第9条 委員会の事務は、学長室学長室事務課が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長との協議を経て点検・評価委員会が発議し、全学教授会および大学院委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成20(2008)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22(2010)年6月1日から施行する。